

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年6月8日(水) 午前9時56分から午前10時50分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 19人

会 長 1 番 吉田 幸夫 委員

会長代理 5 番 田邊 洋樹 委員

会長代理 21 番 白神 勇 委員

委 員

2 番 香西 英雄 委員 3 番 中野 恒夫 委員 4 番 松本 一夫 委員

6 番 武本 章吾 委員 7 番 山本 義弘 委員 9 番 野口 國治 委員

10 番 安田 公彦 委員 12 番 藤原 正美 委員 13 番 難波 明朗 委員

14 番 平井 正敏 委員 17 番 矢野 秀典 委員 18 番 片岡 泰助 委員

19 番 石井 雄一 委員 20 番 出口 哲士 委員 22 番 井上 保邦 委員

24 番 小山 智子 委員

4 欠席委員 5人

8 番 山地 康弘 委員 11 番 高橋 英和 委員 15 番 中西 公仁 委員

16 番 藤原 安信 委員 23 番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

5 番 田邊 洋樹 委員 9 番 野口 國治 委員 17 番 矢野 秀典 委員

22 番 井上 保邦 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

議案第6号 「露天施設を目的とした農地転用申請についての取扱要領」の改正について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第5条の規定による届出の取り止めについて

追加議案第1号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について

追加議案第2号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

追加議案第3号 令和4年度の最適化活動の目標の設定等について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二 事務局課長主幹 板谷 和俊 事務局課長主幹 塩見 雅子

事務局主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次 事務局主任 小山 八穂子

事務局主任 大橋 浩直 事務局副主任 田中 和子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前9時56分)
事務局 吉井副参事	皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から6月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしく申し上げます。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和4年6月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は19名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	それでは、議席番号9番野口國治委員と議席番号10番安田公彦委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の中村主幹と成田主幹を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から5頁にかけて11件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が10件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から11番について調査票をもとに説明】 9番についてでございますが、借受人は事業の一環として農業を行う（つまり主たる事業が農業でない）一般法人です。 ご承知のとおり平成21年の農地法改正で、農地を解除条件付きで借りる場合に限り、農地所有適格法人以外の一般法人であっても、農地法第3条第3項に定められた一定の要件を満たせば、貸借関係の設定が可能となりました。 解除条件付き貸借の許可要件としては ①貸借契約書に解除条件が付されていること（農地を適正に利用していない場合には貸借契約を解除する旨の、条件が契約書に付されていること） ②地域の他の農業者と適切に役割分担し、継続的・安定的に農業経営を行うこと

	③業務を執行する役員等の1人以上が、法人が行う耕作の事業に常時従事することが必要とされますが、提出された資料ですべての要件を満たしていることが確認でき、真備地区協議会にて審議した結果、許可意見となりました。 許可の際には、許可条件として、年1回農地等の利用状況報告の義務を課す旨、許可書に明記することとし、今後要件に違反するようなことがあれば、農業委員会として適切な処置（例えば、勧告や許可の取り消し等）を検討することになります。 その他は、特に問題のある案件はありませんでした。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の11件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第1号の、1番から11番までについて、許可、と決定いたします。 続きまして、6頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました1件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の1件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番について許可、と決定します。 続きまして、7頁をご覧ください。

	議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	【議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」でございますが、７頁から１２頁にかけて２２件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第５条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第３号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました２２件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた２２件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第５条第２項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この２２件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第５条の規定による許可申請の２２件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」の１番から２２番について許可、と決定します。 続きまして、１３頁をご覧ください。 議案第４号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、田邊委員、野口委員、矢野委員、井上委員に關係する案件があります。 農業委員会等に関する法律第３１条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 （ 田邊委員、野口委員、矢野委員、井上委員 退席 ） それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第４号「農用地利用集積計画について」の説明】 塩見でございます。それではご説明させていただきます。 議案第４号の「農用地利用集積計画について」でございますが、１３頁から２３頁にかけて６２件の計画が、農業委員会に提出されました。 利用権の権利の種類の内訳でございますが、賃貸借が１２件、使用貸借が５０件でございます。 また、利用期間につきましては更新が２２件、更新切れを含む新規が４０件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが１９件、農地所有適格法人によるものが６件、その他は個人でございます。 借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、１人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。 議案第４号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすものとして、６２件とも承認が相当と判断いたします。

	各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明では、議案第４号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすものとして、全件承認とありますが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第４号は、全件承認といたします。事務局、４名の委員に入室するように伝えてください。 (入室) 退室されていた４名の委員に報告いたします。 議案第４号は、全件承認されましたことを報告いたします。 続きまして、２４頁をご覧ください。 議案第５号「農地法第２条第１項の農地に該当するか否かの判断について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第５号 農地法第２条第１項の農地に該当するか否かの判断についての説明】 大橋です。議案第５号「農地法第２条第１項の農地に該当するか否かの判断について」説明させていただきます。 ２４頁の２６筆の案件でございますが、これにつきましては、令和３年度利用状況調査によって、１１月末現在でＢ分類と判断された筆の内、玉島服部地区の案件の再判定をおこなったものです。 令和４年５月１７日に玉島穂井田地区担当の委員の３人に現地確認のうえ、判定をいただきました。 その結果がＢ判定となりました２６筆について、「農地法第２条第１項の農地」に該当しない、いわゆる非農地と判断するものであります。 去る６月２日に開催されました玉島地区協議会では、異議なしとのでありました。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第５号につきましては、２６件は承認することに皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第５号についての、２６件は承認とします。 続きまして、２５頁をご覧ください。 議案第６号「「露天施設を目的とした農地転用申請についての取扱要領」の改正について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第６号 露天施設を目的とした農地転用申請についての取扱要領の改正についての説明】 中村でございます。それではご説明させていただきます。

	25頁をお開きください。議案第6号の「「露天施設を目的とした農地転用申請についての取扱要領」の改正について」でございます。 改正の趣旨でございますが、平成24年7月11日に制定された「露天施設を目的とした農地転用申請についての取扱要領」について農地法の運用に即した取扱いとするためでございます。 改正案でございますが、第3条第1項第3号に「ただし、収用対象事業により移転しなければならない場合及び第3種農地については、この限りでない。」を加え、同号(6)を削るものでございます。 改正理由でございますが、収用対象事業と言う特殊性と、第3種農地の原則許可に即した取扱いとするため恒久転用の要件を見直し、工事完了報告がなされ地目変更された土地については農地法の適用を受けないことから転用事業計画変更の承認を不要とするものでございます。 次の26頁及び27頁に新旧対照表がございますが、左側が改正後でございます。下線部分がこの度改正する箇所でございますが、3条にただし書きを追加し、(6)を削除するものでございます。 なお、各地区協議会でご審議いただきましたが異議なく承認とのご意見でございました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第6号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第6号については、承認とします。ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。
事務局	【報告第1号から第5号について報告・説明】 成田です。報告いたします。 28頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、28頁から36頁にかけて20件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。 次に37頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、37頁から39頁にかけて14件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に40頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、40頁から47頁にかけて40件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に48頁をお開きください。 報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが48頁に6件の通知が農業委員会に提出されました。 以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、

	2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。 次に49頁をお開きください。 報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、49頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議 長	ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号については、すべて確認、了承いただきました。 次に追加議案、1頁をご覧ください。 追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【追加議案第1号倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任についての説明】 塩見でございます。それではご説明させていただきます。 ・・・・・・・・事務局説明・・・・・・・・ ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明がありましたが、追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」につきましては、同意することに皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、追加議案第1号について同意とします。 次に追加議案、2頁をご覧ください。 追加議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び、10頁、追加議案第3号「令和4年度の最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。 これについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	【追加議案第2号及び追加議案第3号 についての説明】 塩見でございます。それではご説明させていただきます。 ・・・・・・・・事務局説明・・・・・・・・ ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明がありましたが、追加議案第2号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」及び追加議案第3号「令和4年度の最適化活動の目標の設定等について」を承認することに、ご異議ございませんか。

各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、追加議案第２号及び議案第３号を承認することを決定します。 以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。
吉井副参事	【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 （次回総会の日程案内など連絡） 以上です。
議 長	ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は７月１２日（火）です。 ご出席のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。 （閉会 午前１０時５０分）

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和4年6月8日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員